



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	山川菊栄の産児調節論、恋愛共産批判、そして公式主義
Author(s)	曾和, 幸生
Citation	層 : 映像と表現, 12, 149-170
Issue Date	2020-03-10
DOI	https://doi.org/10.14943/92306
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/76905
Type	departmental bulletin paper
File Information	Yamakawa_kikue.pdf



山川菊栄の産児調節論、恋愛共産批判、そして公式主義

曾和 幸生

一 はじめに

山川菊栄には、産児調節について論じた記事が複数ある。以前、拙稿で論じたように、山川菊栄の産児調節論は、山川菊栄の女性解放思想全体を検討する上で重要なものである¹。日本における産児調節運動の歴史を論ずる中で、しばしば菊栄の論考は触れられてきたが、菊栄の産児調節論それ自体を主題とした先行研究は管見の限りほとんど見当たらない。唯一、菊栄の産児調節論のみを主題にした論考として、林葉子による「山川菊栄の産児調節論」があげられる²。

その中で林は、一九二〇年代に積極的に展開された菊栄の産児調節論を整理しながら、最終的に一つの問いを提出する。林によれば、菊栄は産児調節について論じ始めた頃とは異なり、

一九二五年頃に産児調節を「個人的便宜の問題」として位置付けるようになったという³。この菊栄の「変節」が一体何を意味しているのか、そして「変節」以後の菊栄の産児調節論とはどのようなものなのか。以上が、林の提出した問いである。

確かに、林が指摘するように、菊栄は一九二五年の「主婦の問題」の中で、産児調節について「個人的便宜の問題」であるとか、「社会問題の解決とは別個の問題」であるとか述べている⁴。一方で、菊栄が産児調節について論じ始めた一九二〇年代初頭には、「恋愛の自由と母性に対する選択権とは、婦人解放の最も基礎的な二大要素であります」とか、「母性に対する選択権は、産児調節の手段を通じて確保されるのであります」とか述べており、確かに一九二五年のそれとはいささか調子が異なると言えよう。

以上のように、菊栄の産児調節論には「変節」が見られるのはあるが、このような菊栄の「変節」を検討すると見えてくるのは、菊栄の産児調節論がむしろ一貫したものであったということである。そして、そのような菊栄の産児調節論とその周辺を見てみると、菊栄が当時何と闘っていたのかが明らかになるだろう。それは従来言われてきたような、「公式主義者」としての菊栄の姿を、別のものとして照らし出すものだと言える。

二 一九二〇年代初頭の菊栄の産児調節論

まず、林が指摘する菊栄の「変節」がどのようなものであるのか明らかにしておこう。

先に触れたように、菊栄は一九二五年の「主婦の問題」において、産児調節は「個人的便宜の問題」であると述べていたが、そもそも菊栄が産児調節について本格的に論じ始めたのは、一九二〇年であると言ってよい。同年、菊栄は『婦人公論』十月号に「自由社会における妻と母」を発表し、自身の産児調節論を展開し始める。そこから一九二〇年代を通じて極めて積極的に産児調節について筆を執っていくことになる。例えば、「自由社会における妻と母」で菊栄は次のように述べる。

したがって、将来においては、女子は完全に妊娠出産を調節し、自己の好まざる時期において、育児に適せぬ環境の裡に新しき生命を招来せぬようにならねばならぬ。すなわち、母たらんとする要求を持ち、母としての適任者たることを自信する人々のみが母となり、子供らは親が自身の休息と修養と娯楽とのために必要とする時間の間は、子供本位の建築と設備とを有する公共保育所の中に、自己の天分を信じて数ある中でとくに育児の業務を選んだ専門家によって、保護愛育せられることを希望する⁶。

ここで述べられていることは、菊栄の産児調節論の核をなす主張である⁷。すなわち、女性が主体的に受胎時期や条件を決定すること、さらに言えば、そのような女性の意思や行動を担保しうる社会構造へと変革する必要があるというものだ。女性の主体的な意思を尊重しうる社会構造への変革を求めつつ、かつ「公共保育所」の設置を要求している点は、菊栄の社会主義者としての側面の面目躍如であろう——この社会主義と女性解放の有機的連関こそが菊栄の女性解放思想の肝なのではあるが。

菊栄は以上のような主張を根底にしながら、一九二〇年代前半に精力的に産児調節について論じていく。菊栄の産児調節論

は、女性の主体的な意思決定を重視しており、言い換えればそれは女性の身体的自己決定権を尊重するよう求めているに等しい。だからこそ菊栄にとって、産児調節の自由は婦人解放と密接に結びつくものである。

というのも、菊栄にとって、女性の政治的、経済的権利を確保することは、現行の社会構造の内部で実現可能な事柄であり、その意味において、単にそれらの権利を女性に対して付与するだけでは、既存の社会構造を温存してしまうためである。例えば、菊栄は産児調節に関する「婦人自身の意思の自由」を否定するならば、「配偶者の選択やその他経済上、政治上のいっさいの問題において、女性の自由を認めるということは、全く意味をなしません」とまで述べている⁸。菊栄の産児調節論——ひいては菊栄の女性解放思想——において、女性が身体的自己決定権を獲得することは、女性身体を拘束する既存の社会構造への極めて根本的な抵抗として位置づけられていると理解できる。

以上のような産児調節論の位置づけは、菊栄の女性解放思想全体から見れば、「消極的抵抗」論の一部として理解されよう。菊栄の女性解放思想における「消極的抵抗」論とは、社会主義革命やそこに至るまでの社会運動のような大文字の抵抗——「積極的抵抗」とでも言い換えられよう——ではない仕方での

抵抗のかたちを菊栄が見出しているものである⁹。菊栄が「消極的抵抗」を見出すのは、社会的な非難を浴びせられるような逸脱的とされる行為である。

実際のところ、菊栄は産児調節には、「かくのごとき（資本主義を指す）社会に対するプロテストとしての意味」があるとも述べている¹⁰。すなわち菊栄は、女性が産児調節の自由を行使することが、換言すれば女性が自らの身体的自己決定権を行使することが、既存の社会構造への「プロテスト」になると主張している。

以上のように、一九二五年以前には、菊栄が自身の女性解放思想と産児調節論を結び付けていたと評価することは困難ではない。一九二五年以前の菊栄が、女性解放運動にとって産児調節が大きな意味を持つと主張していることは疑い得ないだろう。

三 一九二五年以降の転回？

一方で林によれば、一九二五年の「主婦の問題」において、菊栄が産児調節への態度を変化させているという。ここで一度、林による研究を紹介しておこう。

林によれば、菊栄は「一九二〇（大正九）年から一九二三年にかけて、矢継ぎ早に産児調節についての論考を発表し、その

後一九二五年に変化を見せながら一九三〇年まで書いている」という¹¹。

そして林はそれらの論考に次の三つの区別を設けている。一つ目は、一九二〇年から論じられてきた菊栄の産児調節論の基礎とでも言うべき部分、二つ目は社会主義者の石川三四郎と行った論争に関する部分、そして三つ目は一九二五年以降の変化に関する部分である。一九二五年以降の変化を除いて、このように菊栄の産児調節論を理解することは、歴史的な流れとして大筋で共有されるものであろう。よって、ここで問題なのは、菊栄がなぜ一九二五年にその論調を変化させたように見えるのか、である。

まず、林の研究における不備を指摘したい。まず、林は菊栄の産児調節に関する論考として十三の論考をあげ、菊栄が一九二〇年から一九三〇年まで産児調節について論じていたと指摘しているが、菊栄の産児調節に関する論考は、戦前に限っても、それら十三論考、および年数に留まるものではない。管見の限り、菊栄はそれ以上の回数、および年数にわたって産児調節について言及している。

本論を執筆するにあたり、菊栄の産児調節論が論じられていると判断した論考は、戦後を除いて一九二〇年から一九四一年にわたるその数は三九にのぼる¹²。もともと、これらには遺伝

や血統、あるいは社会環境が子供の成育に与える影響について論じたものなどが含まれるが、それらを含めて菊栄の産児調節論を把握することは極めて重要であろう。なぜなら菊栄の産児調節論は、単に産む／産まないをめぐる議論に要約し得る性質のものではないためである。菊栄の産児調節論は、女性が主体的に母となる時期や条件を選択でき、産む／産まないについての選択が可能になること、ひいては女性が身体的自己決定権を回復することについて論じている。すなわち、菊栄の産児調節論では、女性の自己決定に影響を及ぼす広範な社会的条件までもがその射程に収められていると評価できる。

ところで、そもそも「主婦の問題」において菊栄が産児調節を「個人的便宜の問題」と位置付けたことが、すなわち菊栄の産児調節論や菊栄の思想における産児調節の位置づけの変化を意味するのだろうか。というのも、「主婦の問題」の主題は無産階級の主婦がどのように家計をやりくりするかに関する婦人雑誌の記事に対する批判であるためだ。

菊栄は「主婦の問題」において、無産階級の人々が貧困に対して当座の糊口をしのごために産児調節を行っていると指摘する。当面の家計を維持するために行われているに過ぎない産児調節は、それを行っている人々の意識のレベルでは貧困の解決や資本主義との闘争として行われているのではない「個人的便

宜の問題」としてある。

しかし菊栄は、産児調節が「個人的便宜の問題」であるからこそ、むしろそこに「消極的な方法」としての社会的な意味を見出す。菊栄は生まれてきた子供たちの生存をかけて行われる「個人的な解決」としての産児調節に対しては「何らの抗議も提出せられるべきではない」と主張する¹³。なぜなら、既存の社会は子供の保護や生活保障を怠り、その負担を「全然個人の私的问题」として家庭の内部に押し付けているためである。結果的に産児調節は、子供を含めた生計を維持する手段——社会保障の肩代わり——として行われている。明らかに菊栄は「個人的便宜の問題」としての産児調節に、社会的な側面があることを看破している。また、菊栄は次のように述べてもいる。

かかる現象（＝相対的過剰人口、すなわち労働予備軍）を根絶させるものは産児制限ではなくて、無産階級の組織的運動よりほかにはない。けれどもその運動に参加する個々の無産者の個人的便宜は、必然に産児制限と一致する¹⁴。

ここに明らかなように、「主婦の問題」において産児調節を「個人的便宜の問題」とした文脈は、まぎれもなく経済問題な

のである。すなわち、「主婦の問題」において重要な点は、菊栄が産児調節を「個人的便宜の問題」と表現したことにあるのではなく、むしろ「個人的便宜の問題」としての産児調節に実際には有形無形の社会的圧力が働いていることを暴露した点にある。

したがって、林が「主婦の問題」における一部の記述のみをもとに、菊栄の産児調節論に本質的な変化があったと見るのは誤読であると言わざるを得ない。むしろ、菊栄の産児調節論を追っていくと、そこには菊栄の女性解放思想の一端が一貫して示されていることが了解されよう。

A 石川三四郎との論争

では、産児調節論に垣間見える菊栄の女性解放思想の一端とは何であるのか検討するために、産児調節をめぐる石川三四郎との論争を見ていこう。

石川との論争は、一九二二年に石川が『女の世界』二月号に発表した「社会主義者から見た婦人救済——一夫一婦制は自然で自由で純潔である」に始まる¹⁵。そこにおいて石川は、「避妊問題程、近代文明の病的性質を暴露したものはあるまい」と主張する。さらに石川は、資本主義社会における婦人参政権

運動や廢娼運動が「社会的喜劇に過ぎない」と同様に、「避妊論の如きも明かに知識階級の道楽に過ぎない」と「避妊論」への批判を展開した¹⁶。

ここの石川による「避妊論」批判は、資本主義体制下での婦人参政権運動や廢娼運動が最終的には意味をなさないものであるという批判の中に位置付けられている。結局のところ、石川の主張は「今日の社会組織、経済組織の欠陥、即、近代の資本主義、商業主義を廃止せねばならぬ」という部分に要約される¹⁷。社会主義革命にあらゆる問題が還元されてしまういかにも当時の社会主義者らしい公式主義的な意見であると言えよう。

また更に付け加えておけば、そこで石川は「婦人には婦人に与えられたる天賦の重大任務がある。それは子供を生む事とそれを養育することである」とまで述べている¹⁸。このような石川の主張は、当時の男性左翼知識人の女性問題への無理解と、女性問題を公式的に解釈し経済問題の下に従属させる経済一元論的な見方を象徴するものである。

以上のような石川のいかにも社会主義者的な主張と「避妊論」批判に対して菊栄は痛烈な批判を加えていく。菊栄は石川の先の論考が発表されるや否や、同年『女の世界』三月号に「石川三四郎氏と避妊論」を発表した¹⁹。

ところで、菊栄は新婦人協会批判の中で婦人参政権運動や議

会運動を徹底的に批判していた。この点で菊栄と石川の主張が同じであると思われるかもしれない。しかしながら、両者の間で決定的に異なるのは、その思考法である。石川のそれは、社会主義という理論から演繹的に導かれる性質のものであるのに対し、菊栄のそれは女性の置かれた歴史的状況から帰納的に導かれる性質のものである。そのような両者の差異は、一方で石川の浅薄極まる産児調節批判において実際に妊娠出産という過程を生きる女性の視点を欠落させ、他方で菊栄の産児調節論において苛烈な現実を生きる女性の視点を組み込んでいる。例えば、石川批判の中で菊栄は次のように述べている。

いわんやわれわれが、それほどの犠牲と苦痛とを忍んで育て上げた後、われわれの子供を俟つ運命は、戦場や工場や鉱山の大仕掛けな殺人的企業ではありませんか。そうです、私も無産婦人は、自分の血を絞る肉を削って大砲の的、工場の塵となるべき資本主義の餌食を養うべく、ブルジョアの道徳によつて教養されております。かくのごとき社会に対するプロテストとしての意味における産児調節が、どうして「社会的喜劇」であり、「知識階級の道楽」でありえましょう?²⁰

明らかにここには、石川の論理には欠落しているものがある。それは「女、われら」としての視点であり、そこから理論を帰納的に導いていくような思考法である。このような菊栄の思考法は、先行研究においても指摘されている²¹。しばしば公式主義者と評される菊栄ではあるが、その主張の根底には常に女性の存在が据えられていると評価することは困難ではない。

結局のところ、石川の避妊論批判は社会主義者としていかにマルサス主義的なものに反対するかということに主眼が置かれ、極めて浅薄——菊栄に言わせれば「ブルジョアなみの無理解と不徹底」——な主張が展開されていると言えよう。一方で菊栄は、社会主義者として「女の立場から」語り、むしろ産児調節の権利を強く擁護する。

菊栄は社会主義体制が到来したならば、産児調節を行う経済的理由が消滅するからこそ、女性の意思に基づく産児調節がより一層尊重されると考えている²²。菊栄にとっては、たとえば革命後の社会であっても、女性が産児調節を行う自由は保障されなければならぬし、それどころかむしろ女性が産児調節の自由を享受している社会、言い換えれば女性が身体的自己決定権を享受している社会こそが未来の理想社会のありようなのである。菊栄は次のように述べている。

婦人にとって最も重大な、密接な利害関係のあるこの問題について、婦人自身の選択の権利を認めぬとしたならば、婦人の自由は畢竟空名にすぎないのであります²³。

ここに明らかのように、菊栄は女性の産児調節についての自己決定が尊重される社会であるということを女性の自由のあらわれとして重視しており、そしてそのような社会であることが現行の社会構造との「本質的相違」を表していると断言する²⁴。

このような観点から見れば、「主婦の問題」において産児調節を「個人的便宜の問題」としたことは、菊栄の産児調節への態度の変化を示すものではないことは明らかである。なぜなら「主婦の問題」で述べられていたように、産児調節が経済問題への個人的な対策に過ぎないものとして行われていたとしても、それは女性が現行の社会体制に突きつけた抵抗のあらわれとして解釈できるためだ。そしてここで述べられているように、単に社会主義革命などによって経済問題が解決されたとしても、女性の意思が尊重されるような社会でなければ、結局のところ女性の身体を取り巻く環境には何ら変化がない。すなわち、菊栄の女性解放思想において、これら二つの点——経済問題の解決と女性が身体的自己決定権を取り戻すこと——は矛盾す

るものではない。何より菊栄は、産児調節と経済問題の繋がりを、日々の家計のやりくりと出産・育児というまさに「主婦の問題」として見ていたのである。

したがってここにも菊栄の産児調節論の根本的発想が如実に表れており、かつ菊栄の女性解放思想と社会主義との微妙な関係が表れていると言える。

石川のような当時の男性社会主義者による不徹底で粗末な主張——それも「避妊論」という女性が「自分自身の血や肉を削ることを意味」する事柄に関する主張——に、菊栄はまさに「社会主義者」として真つ向から反論したが、その時菊栄の主張を支えていたものとは、女性解放という究極的な目的であった。

この応酬において重要な点は、菊栄がその筆をもって何と闘おうとしていたのかが比較的容易に理解され得る点である。すなわちそれは女性への抑圧を様々な論理を駆使して正当化しようとする点、端的に言って女性差別であった。

菊栄はしばしば公式主義者として批判されてきたし、実際に菊栄の書いたものを読むと社会主義という思想や運動が第一に強調され、実際の女性による運動を蔑ろにしているようにも見える。例えばそれは、先に触れたように菊栄が平塚らいてうの新婦人協会に対して加えた強烈な批判に象徴されるかもしれない。

い。

しかし、それは菊栄のいささかわかりにくい「公式主義」の発露でもある。石川との論争を例にすれば、社会主義者石川の愚論に対して社会主義者として猛然と批判を加えたことは、石川よりも菊栄のほうがより徹底した公式主義者であることを示す身振りであったのではないか、ということである。換言すれば、菊栄にとつての「公式主義」とは、社会主義という思想や運動の護教的態度として解釈されるべきではなく、当時の知識階級における女性差別を剔抉しそれを撃つためのものであったと解釈されるべきではないだろうか。ここでこの点についてさらに検討するために、菊栄の恋愛共産批判を見てみよう。

B 「恋愛共産」批判

そこで次に確認したいのは、菊栄の「恋愛共産」批判である。大正期は恋愛論が花開いた時代でもあるが、大正期恋愛論の盛り上がりにおいても菊栄はキーパーソンの一人である。とりわけ高群逸枝との間で行われた論争がしばしば言及されるが²⁵、ここで着目したいのは、菊栄が「恋愛共産」という恋愛の形式を批判していたということである。

そもそもこの時代に恋愛論が流行し、「恋愛共産」という発

想が流行した背景には、アレクサンドラ・コロンタイの影響があると云つて良いだろう。とりわけ当時問題になったのは、コロンタイがその小説を通じて示した恋愛論であつた。すなわちそれはレーニンが「一杯の水」論として批判したコロンタイの自由恋愛論である。とりわけ日本国内においては、一九二七年に林房雄が翻訳した三部作小説『恋愛の道』に含まれている『三代の恋』の登場人物ゲニアに表象される自由恋愛論が一大センセーションを巻き起こした²⁶。

ゲニアに表象されているコロンタイの自由恋愛論は、女性が経済的に自立し自由にパートナーを選択するようなものである——ここでの「自由恋愛」には複数のパートナーとの性的関係を持つことが含まれてもいる。

そもそも、菊栄はコロンタイを日本に初めて紹介した人物であるとされており、コロンタイの著作の翻訳（英語からの重訳ではあるが）も複数手掛けている。また菊栄はしばしばコロンタイを論考の題材として取り上げ、その人となりや業績について記してもいる。それらはコロンタイに対して非常に好意的なものであり、コロンタイ研究者の杉山は「自己（＝菊栄）の理論を発展化させるためにそれら（＝コロンタイの著作）のよき点を多く学び、取り入れた」と評している²⁷。

ところが、菊栄はコロンタイの恋愛論についてはほぼ全面的

に批判している。コロンタイを高く評価していたはずの菊栄が、なぜコロンタイの恋愛論に限っては徹底的に批判しているのか。この点について検討することで、菊栄が何と闘っていたのかの一端をさらに明らかにすることができよう。また、菊栄の公式主義をいかなるものとして解釈すべきか検討することができよう。

菊栄によるコロンタイの恋愛論批判は、一九二九年『婦人公論』一月号に掲載された「今日の恋愛をどう見る？」に示された。この論考は『女性五十講』に採録されるにあたり、「コロンタイの誤謬」という直截なタイトルに変更されている²⁸。ここでは、菊栄のコロンタイ批判の内容自体はさほど問題ではない。ここで問題にしたいことは、その批判の形式である。菊栄の論の運びは、ここでも非常に公式的なものである。まず菊栄は、コロンタイの恋愛論の要点を次のようにまとめる。

彼女の意見の特異な点は、一對の男女の独占的な結合に反対していること、恋愛と性欲とを分離して、人格的交渉の伴わぬ単なる性的衝動の満足が、現下の女性の探るべき唯一の道だと主張している点である²⁹。

菊栄はこのようなコロンタイの恋愛論理解を出発点にその批

判を行っていく。菊栄は、コロンタイに対してエンゲルスの『家族、私有財産、国家の期限』を引くことで独占的性愛を擁護し、仕上げにレーニンを引用して性的放恣が小ブルジョアの遺産であると批判して締めくくるといいうかにも権威的な批判の方法をとっている。

先行研究において、このような菊栄の恣意的なコロンタイ批判には政治的な意図が働いているのではないとも言われている。秋山は、「コロンタイの主張をじっくり検討するよりは、青年層への悪影響を食い止めようという政治的な意図が強く働いているようにみえる」と指摘している³⁰。鈴木裕子は『新評論篇』の「解説」において、コロンタイの恋愛論が「一杯の水」論と結合された形で「マルクス・ボーイ、エンゲルス・ガールの間」の間に膾炙していたことから「あえて取り上げるにいたったものと推測される」と指摘している³¹。また、吉田啓子は、「男女平等が十分に実現していない段階で自由恋愛を主張すれば、旧来の男性の放縦をいっそう助長する結果になるだけという思いが強かったのだらう」と評価している³²。

確かに、菊栄のここでのコロンタイ批判は明らかに意図的に行われたものであると解釈できる。そこで、菊栄が一九二九年『婦人公論』五月号に掲載した「絶望より甦生へ」を確認しよう³³——コロンタイの恋愛論によって巻き起こされたセン

セーションが収束しつつある頃に発表されたものである。この記事は、コロンタイの『赤い恋』の引用から始められ、「私事」であるはずの恋愛や結婚の自由さえも資本主義によって侵害されていること、そのような自由を取り戻すためにも最低賃金制や公的保育所の設置といった女性の経済保障への闘いが必要であることを主張している。最終的に菊栄は、女性が男性と対等の存在になって初めて「恋愛の甦生」が迎えられると結論付ける。

「恋愛の甦生」において菊栄が引用している箇所とは、コロンタイの恋愛私事論として有名な箇所である。そこでコロンタイは次のように引かれている。

私たちは、人の恋愛関係における行為を基礎として、彼の人としての価値判断をするものであろうか？ 否、私はこう思う。一般的に見て、彼が比較的融通自在な一定の範囲をとり越えぬ限りにおいて、彼の性生活というものは、彼自身のみ「私事」に属するものだ³⁴。

このような『赤い恋』における記述を引いて、菊栄はコロンタイの思想を以下のように評価する。

まさしく、かかる経済的、社会的発達の段階に照応したもので、資本主義が一定の発達をとげたすべての国に共通の、男女道徳標準の統一を要求するフェミニズムの一端を説いたものにすぎないのである³⁵。

明らかにここで菊栄は、『赤い恋』における記述をそのまま素直に評価している。『三代の恋』におけるゲニアの恋愛論を「コロンタイの誤謬」とまで断じた書き方とは全く異なっていることがわかる。コロンタイの女性解放思想を好意的に受け止めていた菊栄らしい評価であるし、何よりこのようなコロンタイの思想は、廃娼論争などにおける菊栄自身の主張とも重なる。さらにここでコロンタイをめぐる論争よりも前に菊栄が著した記事を確認しよう。それは一九二三年に『職業婦人』七月号に発表された「時評——婦人界一瞥——」である³⁶。そこには「戀愛共産」という小見出しがつけられた箇所がある。その冒頭で菊栄は、「彼等男子を賣笑婦の誘惑から救うために、自分の肉體を無償で提供するといふ「戀愛共産」の旗じるしをおし立てた少女團が発見された」と記している。その後が続く部分は、自由恋愛を謳いながら結果的に男性の性的放縱に奉仕するような女性の性愛のあり方への批判が示されている。その中で菊栄は次のように述べている。

けれども異性に對する選擇權の回復は婦人解放の重要な條項の一つである。婦人が全き自由を回復し男子と同等の經濟的獨立を勝ち得た時、數千年來の文化の發達と共に發達して來た選擇の能力を否定し、その權利をなげうつて全ての異性のほうのように甘んずることがあり得やうか³⁷。

ここでの菊栄の主張と『赤い恋』におけるそれは驚くべきほど近似している。では、コロンタイ同様、恋愛の自由を寿いでいたはずの菊栄が、ゲニア流の自由恋愛は強く否定したのはなぜか。やはり菊栄からすれば、当時の日本の文脈では「男女道徳標準」の差が依然として存在し、そのような状況下ではゲニア流の自由恋愛は結局男性の性的放縱を助長することになると理解されていたためであると言える。再び「コロンタイの誤謬」に戻ろう。菊栄はそこで次のようにコロンタイの恋愛論への追隨者について言及している。

人類の兩性關係は個人的性愛を否定して、單なる性的衝動を主とする無制限の性交に向かつて進んでいるのであるうか。多くのいわゆるマルクス・ボーイ、エンゲルス・ガールでないしその垂流はコロンタイに従つて、またはその説をさらに誇張しあるいは歪曲してそう信じているらし

やはり菊栄は「マルクス・ボーイ、エンゲルス・ガール」とも言われた当時の社会主義運動内部における青年層への影響を危惧していたことが伺える。そして続く箇所では次のように皮肉っている。

中には一部の極左婦人のように、人間を皿小鉢のごとき無機物と同格に引きおろして、皿小鉢が万人の使用に供せらるるがごとく、婦人もその性を万人の使用に提供すべきだ、と主張した勇者さえある。…（中略）…こういう頭のいいのにあつては、ゲニアも尻尾を捲くことだろう³⁹。

ここでの菊栄は、一九二三年に「戀愛共産の少女團」を批判した頃と何ら変わりがない。菊栄は既存の社会構造では、結局女性の性愛が「皿小鉢」として使用されるに終始すること、換言すれば女性が今以上に人としての尊厳を剥奪されかねないことを批判している。かつて自らが否定した「戀愛共産」的な主張を、コロンタイの名のもとに行う「一部の極左婦人」に対して、「ゲニアも尻尾を捲くことだろう」と菊栄は皮肉っている。裏を返せば、菊栄はコロンタイの恋愛論がそのような「戀愛共

産」的なものではないことを実際のところ理解していたのではないだろうか。また、ここでの菊栄の「皿小鉢」批判は、今日の視点から見れば性的モノ化への批判であると言える⁴⁰。

さらにここで山下による指摘を参照してみよう。山下によれば、当時林房雄や武田麟太郎といった男性プロレタリア作家たち——のちに転向作家となる——がコロンタイの恋愛論を好意的に受け止め、またゲニアを「新しい女」として絶賛していたが、一方で彼らが一九三〇年代に描いた転向文学に登場する女性たちは、いずれも「日本の伝統的な女性や母親像」を表象したものであったという⁴¹。それに対して、菊栄のみならず高群逸枝や神近市子、平塚らいてうといった女性たちはゲニア的恋愛にこそって批判を行った。

ここで明らかになるのは、コロンタイの恋愛論をめぐる構図が実は女性知識人と男性知識人の間で生じていたということである。しばしばコロンタイの恋愛論批判の文脈では菊栄によるそれを取り上げられ、あたかも菊栄とコロンタイの対立であるかのように読まれることがあった。しかも、菊栄の批判が極めて「公式主義」的なものであるがゆえに、菊栄とコロンタイの対立は、より一層社会主義者同士の恋愛をめぐる対立に読める。しかしながら、実際には、コロンタイが女性の自由恋愛を表現し女性解放のために闘っていたように、菊栄が抗していたのは

コロンタイそのものやその恋愛論それ自体ではなく、コロンタイの恋愛論を弄ぶ男性知識人であり、そしてその中にはびこる反女性主義である。

ここで重要なことは、菊栄にとつての社会主義とは、女性解放のために選り取られた手段であつたということである。菊栄は女性解放という目標に向けて社会主義という思想や運動を選り取った。しかしながら、実際の社会主義運動の内部では、女性への差別が堂々として行われており、有力な男性左翼知識人においてもそのような事態は変わらなかった。それどころか、社会主義運動内部での女性への差別は階級的立場から正当化されてさえもいた⁴²。だからこそ菊栄は、そのような階級的立場から行われる女性差別を撃つために、階級的言辭を弄して女性差別を正当化する男性左翼指導者よりも、菊栄自身の方がより徹底した公式主義者として振る舞う必要があつたと言えよう。

ただし、ここで急いで付け加えなければならないことは、菊栄にとつて社会主義は決して単なる手段に過ぎないものではないということである。

菊栄が女性解放と社会主義を有機的に結びつけることになつた背景には、女子英学塾時代の原体験がある。それは、救世軍の士官や女子青年会の婦人らとともに富士瓦斯紡績の工場を見学した際の出来事である。その時菊栄は、疲れ切った女工たち、

そのような女工たちに欺瞞的な「労働神聖」を説く救世軍や女子青年会の婦人たちの存在を目の当たりにした。そして何より、火鉢の置かれた壇上に他の来観者たちと座る自らと冷たい床に座つて説法を聞かされている女工たちとの隔絶に、菊栄は衝撃を受けた。菊栄はこの圧倒的な現実に憤激し、己を恥じた⁴³。この原体験こそが、菊栄をして階級的意識に根差した女性解放——換言すれば女性間の差異に意識的な女性解放を希求させることになる。そこでは社会主義は決して単なる手段としてのみあるのではなく、やはり女性解放という目的と有機的に連関したものとしてある。

あるいは、菊栄が一九二八年に『女人芸術』創刊号の巻頭論文として掲載した「フェミニズムの検討」も、菊栄の思想における女性解放と社会主義の連関、そして菊栄の性別観を理解する上で重要である⁴⁴。そこで菊栄は、「フェミニスト」を次のように定義する。

女性が公生活から排除せられてきた反動として、資本主義経済の内部において、女性がいつさいの公的権利を回復し、公的活動に参加することによって、人類の政治が、その道徳が、その生活がすべて根本から立て直されるだろうという幻影を抱くもの、これがフェミニストである⁴⁵。

ここでも菊栄は「資本主義経済の内部において」と留保をつけ、いかにも社会主義者らしい仕方です。「フェミニスト」批判を行っている。続く箇所では菊栄は、「男女の性の相異は、人間としての本質的な共通点以上に大きなものではないと考えている」と述べ、性別を具体化することを拒否している。菊栄によれば、闘争の対象は男性という一枚岩的な何かなのではなく、そのような「男性」を形成している「社会的条件」の方なのである。もちろん、男性が社会的条件に拘束されたものであるのと同様に、女性もまた社会的条件に拘束されて構築されたものである。すなわち、菊栄の婦人解放と言う際の「婦人」とは、女性という一枚岩的な具体化された何かなのではなく、社会的条件を踏まえた上での「婦人」であることに注意する必要がある。

ここで行われている社会的条件とは、第一義的には「資本主義経済」であり、そのような社会的条件によって人間存在が規定されているという菊栄の主張は、当時の本質主義的な女性論に対して、広い意味での社会主義的な見解であると評価できる。菊栄の思想における女性解放と社会主義との関係は、非常に有機的な仕方では結びついており、どちらかがどちらか一方に還元され得る性質のものではない。しかしながら、その時に言われている「社会主義」は、当時の教条的な社会主義とは一線を画

するものであったのであり、その差異化を支えているものが女性解放という目的であったと言える。

したがって以上の点から、菊栄のコロンタイ批判とは、男性知識人や無産階級運動、ひいては社会構造全体の中に根深く残っている反女性主義への警戒からなされたものであり、またそのような男性知識人が吹聴する「自由恋愛」が結局のところ女性の尊厳を毀損するものであることを見抜いていたものであると評価できる。なるほど恋愛も産児調節も私的領域に属する事柄ではあるが、そこには絶えずその外部からの社会的圧力が働いている。菊栄のコロンタイ批判の背景には、そのような社会的圧力、すなわち女性差別を批判する意図があつたと評価できよう。

四 おわりに——女の立場から

ここまで、菊栄の産児調節論には「変節」があるという指摘をきつかけに、菊栄の産児調節論および「恋愛共産」批判を見てきた。そこで明らかにするのは、菊栄の女性解放思想全体における女性解放という主題の位置づけと菊栄の立論における方法論的特徴である。

前者については、菊栄の思想における社会主義と女性解放の

関係性という問題とも言えるだろうが、しばしば菊栄の主張については、女性解放という側面よりも社会主義者としての側面が強調されて読まれてきたと言えよう。確かに、菊栄は社会主義者を自認していたし、菊栄が社会主義という思想や運動に共感を寄せ、そこに社会変革の兆しを見出していることは疑い得ない。加えて、新婦人協会批判に象徴されるように、当時の婦人運動に対して非常に手厳しい批判——それも極めて公式的な批判——を浴びせていたことも事実である。

しばしば菊栄の著述は、「女版山川均」とでも言えるほど公式的な社会主義の成果として受け止められることとなったし⁴⁶、実際のところ無産階級運動の内部で女性の問題を男性と同じ土俵に立つて徹底的に批判できた人物が菊栄を置いて他に存在しなかった。更に言えば、そのような社会科学的見地からなされる鋭敏な評論こそが、菊栄と当時の他の婦人論者との間における差異でもあった。

しかし、菊栄の主張を読んでいくと、確かに菊栄は公式的な態度をとつてはいるのだが、その時に問われていることは、社会主義という思想の理論的整合性や正しさであるというよりも、むしろ当時の社会主義運動の現場で起こっていた女性差別を問題化するということであった。すなわち、菊栄の公式主義とは、社会主義という思想や運動のためになされていたのではなく、

女性解放に有効な手段として選択したはずの社会主義運動の内部における反女性主義を批判するためになされていた態度であると解釈することができる。

もちろん、先に触れた新婦人協会批判をはじめとして、菊栄は社会主義者として既存の婦人運動や中上流階級における女性の生活様式を批判している。しかしながら、菊栄の産児調節論および恋愛共産批判を検討すると、そこに見えてくるのは菊栄の思想が女性解放を軸に一貫したものであり、女性間の差異に意識的であったということである。したがって、菊栄と他の婦人論者の対立を強調する解釈は、菊栄の女性解放思想全体の評価を危うくするのみならず、当時の女性たちが何と闘っていたのかという点をあいまいにしてしまう恐れがある。

戦後、菊栄はインタビューの中で次のように述べている。
「マルクスも男ですから」、と⁴⁷。

やはり、菊栄の思想の根底には、常に「女の立場から」という意識が横たわっていることは明らかであろう。また、菊栄が本格的に評論活動を開始した頃、女子教育の方針決定過程に女性の意見が全く反映されなかった件について次のように述べている。それはまさに菊栄の女性解放思想を高らかに謳いあげたものである。

私は、今日の男子中心主義の根柢のいかばかり深くかつ遠きかを知るがゆえに、たまたまその結果の一つとして表れたにすぎぬこの件について、あえて当局者に無益な抗議を提出しようとする者ではない。しかしながら、私たちはいつ私たち自身の魂を形成する権利を彼らの手に委ねたか。そして私たちはいかなる理由によって、私たち自身の意思を無視して審議し決定せられた彼らのいわゆる教育方針なるものに従って、生ける傀儡となつて果つべき義務を認めねばならぬか。かく疑うことは私たちの自由でなければならぬ。

私たちの若き姉妹よ、まずかく疑うことを習え。かく疑うことを知った時、そしてこの疑いをあくまで熱心に、あくまで執拗に追及することを学んだ時、そこには私たち婦人の救いの道が開けてくることを、ただそこにのみ開けてくることを覚らるるであらう⁴⁸。

ここにも明らかのように、菊栄は一貫して「女の立場から」語ってきたのであり、女性の解放こそが菊栄の関心事であった。そのために菊栄が選択した社会主義運動の内部では、相変わらず封建的な男女関係が幅を利かせていた。だからこそ菊栄は他の男性左翼指導者よりも、菊栄自身がより一層徹底した公式主

義者であることを示す必要があったと見ることが出来る。なぜなら、そうすることによって、男性左翼指導者が階級的立場から社会主義の言葉を駆使して表明する反女性主義を徹底的に批判することができたためである。

菊栄はのちにそのような反女性主義を表明する当時の男性左翼指導者を「階級的裏切者」という激烈な言葉で批判している。

女子労働者から性という特殊の要素を抜き去るならば、そこにはただ、現在の社会で最も虐げられ、したがって最もおくられている最下層の労働者の一大集団が残るのみである。同じ被搾取階級に属しながらも、自分ら以上に虐げられたがつて自分らよりはおくられているという理由のために単に同士として遇せぬのみか、個人的に自分らに隷属する性的奴隷の状態に引き留めておこうとする者があるならば、それは階級的裏切者でなくて何であらう⁴⁹。

これは、日本労働組合評議会に婦人部を設置するか否かをめぐって争われた婦人部論争において菊栄が提出した「婦人部テーゼ」の一節である。婦人部論争においても、菊栄は婦人部設置反対派の階級的言辞を弄した女性蔑視に極めて公式的に対抗し、その言論をもって実際の運動へと介入し、一定の指導力

を積極的に行使したが、菊栄の公式主義が運動の成果として結実することは最終的にはなかった。それは、当時の左翼をめぐる情勢——福本イズムの席捲、評議会に対する国家弾圧——、そして戦争前夜という時代的な制約があったと言えるだろう。

しかしながら、菊栄の公式主義——あるいは女性解放思想がすなわち運動における成果として結実しなかったとしても、本論においてそれはさしたる問題ではない。なぜなら、より一層重要なことは、菊栄がどのように自身の思想を形成し、何と闘おうとしていたのかを明らかにすることそれ自体であるためだ。菊栄の女性解放思想とは、本論で見てきたように女性解放と社会主義が有機的に結びついたものであって、それは女性解放という目的と分かちがたく結びつきながらも、当時の男性左翼知識人が奉じていたような社会主義とは別の仕方で現在とは異なる社会構造への変革を希求するものであり、「社会主義への道は一つではない」ことを示していると言えよう。

菊栄の思想に一貫していることは、その背景には女性解放という最終的な目標があるということである。菊栄の公式主義が一体いかなるものであったのか、そして菊栄の女性解放思想と社会主義との関係性を見ることで、当時菊栄が闘争を挑んでいた相手が見えてくる。それは決して女性同士の争いといった構図に還元し得るものではない、むしろ菊栄と他の女性たちを

同じ戦線に立たせるようなものである。

注

- 1 曾和、二〇一九年
- 2 林葉子、一九八六年
- 3 林、一九八六年、三三頁
- 4 『新評論篇四』、「主婦の問題」、五九六〇頁。なお、本稿における山川菊栄の引用は、主に鈴木裕子編、二〇一二年、『新装増補山川菊栄集評論篇』、岩波書店より行い、『新評論篇巻号』、「論者タイトル」、頁数と記す。
- 5 『新評論篇二』、「自由社会における妻と母」
- 6 同前、一九四—一九五頁
- 7 菊栄の産児調節論には、マルサス主義批判、自主的母性の主張、そして産児調節と婦人解放とのつながりという三つの柱がある。これらの論点については、曾和二〇一九年を参照せよ。
- 8 『新評論篇二』、「産児制限問題」、二三五頁
- 9 この点については、曾和二〇一九年、一三八—一三九頁を参照。
- 10 『新評論篇二』、「石川三四郎氏と避妊論」、二四四—二四五頁参照。括弧内は引用者による補足。
- 11 林、一九八六年、二九頁
- 12 末尾に付した資料を参照のこと。

- 13 『新評論篇四』、「主婦の問題」、五九頁
- 14 同前、六〇頁。括弧内は引用者による補足。
- 15 石川、一九二一年a
- 16 同前、三四頁
- 17 同前
- 18 同前、三三頁
- 19 『新評論篇二』、「石川三四郎氏と避妊論」、二四一―二四七頁
- 20 同前、二四四―二四五頁
- 21 林葉子a、一九九九年、一七五頁やリービ、一九九六年、二〇三頁を参照せよ。このような菊栄の思考が強烈に示された例として、婦人部論争における菊栄の立ち居振る舞いがあげられる。
- 22 『新評論篇二』、「産児調節と社会主義」、二八四―二八五頁
- 23 同前、二八五頁
- 24 同前、「石川三四郎氏と避妊論」、二四六―二四七頁
- 25 高群との論争は一九二八年頃に始まる。発端となったのは一九二八年に菊栄が『婦人公論』に発表した「景品付き特価品としての女」という痛烈な時評記事であった。菊栄の社会主義的論理に対して、高群はアナキズムの立場から反論したが、恋愛論争として論争が深められることはなかった。この論争については、秋山一九七三年を参照のこと。
- 26 コロンタイ自身、そして日本におけるコロンタイ受容に関しては、杉山二〇〇一年、杉山二〇一七年を参照せよ。
- 27 杉山、二〇〇一年、一八九頁。括弧内は引用者による補足。
- 28 『新評論篇五』、「コロンタイの誤謬」、一八八―二〇〇頁
- 29 同前、一八九頁
- 30 秋山二〇一〇年、七六頁、および秋山、一九九八年、一〇八頁。コロンタイには「恋愛と新道徳」という恋愛論を示した論考があるが、菊栄はこれを参照せずにゲニアの主張をコロンタイの主張として提示している。もちろん、小説を通じてコロンタイが自身の恋愛論を示しているとは言えるだろうが。
- 31 『新評論篇五』、「解説」、三三二―三三三頁
- 32 吉田、二〇〇五年、一二三頁
- 33 『新評論篇五』、「絶望より甦生へ」、一二九―一三九頁。なお『女性五十講』に採録されるにあたり「ブルジョア趣味の「恋愛遊戯」と改題されている。
- 34 『新評論篇五』、「絶望より甦生へ」、一二九頁
- 35 同前、一二二頁
- 36 山川、一九二三年
- 37 同前、一一頁
- 38 『新評論篇五』、一九二頁
- 39 同前
- 40 Mackinnon, 1987や Nussbaum, 1995などを参照。

41 山下、一九九〇年、一〇九頁

42 例えば、婦人部論争を見ると、菊栄が提出した「婦人の特殊要求」に対する批判に典型的である。菊栄によれば「婦人の特殊要求」は「プロレタリアの間においては男女の平等は説明を要せざる原則である、従って特に婦人のための権利を要求する必要なし」として棄却されたことが明らかにされている（『新評論篇四』、「婦人の特殊要求」について、九八頁）。

43 『新評論篇一』、「労働者階級の姉妹へ」、二二〇―二五二頁。

44 『新評論篇五』、「フェミニズムの検討」、一六七―一七四頁。

45 同前、一七一頁。

46 菊栄の思想が山川均の評価に引きずられる形で理解されてきたことへの批判は、すでに林、一九九九年bによつてなされている。

47 山川、一九七九年、四七四―四八頁

48 『新評論篇一』、「男が決める女の問題」、二二八頁

49 『新評論篇四』、「婦人部テーゼ」、一〇六―一〇七頁

〈参考文献〉

秋山清、一九七三年、『自由おんな論争——高群逸枝のアナキズム』、思想の科学社

秋山洋子、一九九八年、『『赤い恋』の衝撃——コロンタイの受容と読解——』、池田浩士責任編集、『『大衆』の登場——ヒーローと読者の

二〇―三〇年代、インパクト出版会・イザラ書房、九八一―一六頁
——、二〇一〇年、『コロンタイの恋愛論の中国への紹介をめぐる』、『駿河台大学論叢』第四〇号、七一―九〇頁

石川三四郎、一九二二年a、『社会主義者から見た婦人救済——一夫一婦制は自然で自由で純潔である』、『女の世界』第七卷第二号
——、一九二二年b、『避妊論に就いて——山川菊栄女史に申す——』、『女の世界』第七卷第四号

杉山秀子、二〇〇一年、『コロンタイと日本』、新樹社

——、二〇一七年、『コロンタイ——革命を駆けぬける』、論創社

曾和幸生、二〇一九年、『山川菊栄の産児調節論』、『層…映像と表現』第一巻、一二九―一四八頁

林葉子、一九八六年、『山川菊栄の産児調節論』、『女性史研究』第二十一号、二九―三三頁

林葉子、一九九九年a、『〈生活〉と〈歴史〉を結ぶもの——山川菊栄論』、『同志社法学』第二六二号、一四三―二〇一頁

——、一九九九年b、『山川菊栄研究に見るジェンダーバイアス』、『女性学年報』第二十号、八八―一〇二頁

山川菊栄、一九三三年、『時評——婦人界一瞥——』、『職業婦人』第一卷第二号

山川菊栄、一九七九年、『日本における社会主義婦人論の形成過程』、『歴史評論』編集部編、『近代日本女性史への証言』、ドメス出版、

七四八頁

山川菊栄著、鈴木裕子編、二〇一一年、『新装増補山川菊栄集評論篇』、岩波書店

山下悦子、一九九〇年、「コロンタイの恋愛論と転向作家たち——一九

二〇年代後半の恋愛遊戯」、『日本研究』第二卷、一〇七—一二四頁

吉田啓子、二〇〇五年、「山川菊栄論——恋愛・結婚・家族論を中心に

——」、『社会科学論集』第七〇号、九七一—三二頁

リービ、インドラ、一九九六年、「リブ的現代フェミニズム、戦前女性主義、そして山川菊栄」、『批評空間』二期 第八号、一八八—二〇〇頁

Mackinnon, Catharine A. 1987, *Feminism Unmodified: Discourses on Life and Law*, Harvard University Press. (一九九三年、奥田暁子他訳、『フェミニズムと表現の自由』、明石書店)

Nussbaum, Martha C., "Objectification", *Philosophy & Public Affairs*, vol. 24, No. 4.

〈資料〉 山川菊栄産児調節論関係リスト

番号	年	記事タイトル	掲載誌	『新評論篇』巻数	備考
1	1920	『婦人解放と男性化の杞憂』	『解放』 4月陽春号		
2		『自由社会における妻と母』	『婦人公論』 10月号	2巻	
3		『多産主義の呪い』	『大観』 10月号	2巻	
4		『無責任な多産論』	『東京朝日新聞』 11月24日号	2巻	
5	1921	『女性の反逆——精神的物質的方面より見たる産児制限問題』	『解放』 1月号	2巻	『女性の反逆』収録に際し、「婦人解放と産児調節問題」へ改題
6		『サンガー女史の『我子の性教育』』	『女性日本人』 1月号、3月号		M. サンガー 著 What Every Mother Should Know の翻訳
7		『産児制限問題』	『女の世界』 1月号	2巻	
8		『石川三四郎氏と避妊論』	『女の世界』 3月号	2巻	
9		『新ナルサス主義是非』	『婦女新聞』 4月10日号		
10		『産児制限論と社会主義』	『社会主義研究』 6月号	2巻	『女性の反逆』(1922) 収録に際し、「産児調節と社会主義」へ改題
11		『避妊是非について再び石川三四郎氏に与う』	『女の世界』 6月号	2巻	
12	1922	『癩病患者と恋愛と結婚』	『婦女新聞』 2月19日号		
13		〈アンケート〉「産児制限の可否」 回答	『婦女新聞』 3月19日号		
14		「人として、女としての自由と幸福」	『女性改造』 12月号		
15	1923	『産児調節か——生み放題、死に放題か』	『サンデー毎日』 4月2日号	3巻	
16		『時評——婦人界一瞥』	『職業婦人』 7月号		
17	1924	『労働神聖』と『母性礼賛』	『婦人』 5月号	3巻	
18		『過剰人口と移民問題』	『雄弁』 8月号		
19	1925	『主婦の問題』	『産児調節評論』 4月号	5巻	
20	1926	〈アンケート〉「一、一家の経済上多数の子女を教養し得ない場合には産児を調節した方がよいでせうか 二、我	『太陽』 10月号		
21	1929	国現時の状態より見て産児の調節は必要でせうか」 回答	『婦人公論』 12月号		

番号	年	記事タイトル	掲載誌	『新評論篇』巻数	備考
22	1930	「避妊と堕胎」	『婦人公論』8月号	5巻	『女性五十講』(1933)にも収録されているが初出に手直しが加えられている
23	1931	〈アンケート〉「多産地獄の我國の現状に産児調節は必要か」回答	『産児調節評論』5月号		
24	1934	『女の一生』座談会」	『婦人公論』1月号		山川菊栄、山本有三、三宅正太郎、下村海南、高良とみによる座談会
25	1936	「血統詮議」	『読売新聞』1月21日号	6巻	『婦人と世相』に収録
26		「母親の怪死」	『読売新聞』3月26日号	6巻	『婦人と世相』(1937)収録に際し、「産婦の怪死」へ改題
27		「男女頭脳の優劣」	『読売新聞』4月17日号		
28	1937	「晩子の場合」	『婦人公論』1月号	6巻	
29		「フアツシヨの産児奨励」	『読売新聞』3月8日号		
30		「凍える子供たち——焦眉の国民保健問題?——」	『読売新聞』12月7日号		
31	1938	「生めよ、ふえよ、同時に健康な生活を与えよ」	『読売新聞』2月21日号		
32		「血統と努力」	『読売新聞』5月4日号		
33		「花柳病者の結婚禁止」	『読売新聞』6月14日号		
34	1939	「独身の罪」	『新女苑』9月号	6巻	『村の秋と豚』(1941)に収録
35	1940	「湘南だより」	『婦人公論』1月号	6巻	
36		「婦人の問題(より「優生結婚」)」	『新女苑』5月号		
37		「今週のニュースから(より「赤ちゃん貰いたい」)」	『読売新聞』8月17日号		
38	1941	「人口政策と女性」	『読売新聞』1月29日号		
39		「母性の過去と未来」	『母性』3月号	6巻	

筆者作成
※1 なお本リストには直接的に産児調節について言及していないものも含んでいる。しかし、それらは「遺伝と結婚」という主題や、優生学的な発想に対して社会環境が及ぼす影響の大きさを重視する主張を含むものであるため、広い意味で菊栄の産児調節論として位置つけることができると判断した。

※2 本論の関心から戦後のものは含めなかった。